



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友中野駅前店
中野市大字岩船字西条境420
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
ウェルシア関東株式会社	池野 隆光	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
ウェルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日ほか
- 5 届出年月日
令和3年10月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月8日から令和4年3月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は北信地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友笹部店

松本市笹部一丁目606-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友徳高店

安曇野市穂高5626-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
細川 陽子	—	安曇野市穂高5626-1

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友島内店

松本市大字島内4163-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
有限会社カワフネ	川船 源治	松本市大字島内3782番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
有限会社カワフネ	川船 範久	松本市大字島内3782番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

4 変更した年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンとよしな
安曇野市豊科南徳高744-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
豊倉商事株式会社
松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰
安曇野市豊科南徳高805番地1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南徳高805番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高塚 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南徳高805番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社フルールあずさ	古幡 宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476番地
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市三郷温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイトアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX棟27階

小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高805番地1
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社フルールあずさ	古幡 宜嗣	安曇野市豊科5741-1
小林製菓株式会社	小林 和幸	安曇野市豊科4476番地
有限会社なかや薬局	中村 健志	安曇野市美里温3798-1
ル・プレ株式会社	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社プラザクリエイトアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX棟27階
小林 利次	—	安曇野市穂高牧901-4
豊倉商事株式会社	赤羽 浩太郎	松本市笹部二丁目2番22号
望月 伸泰	—	安曇野市豊科南穂高805番地1
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

4 変更した年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林 正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1

4 変更した年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松本シルクプラザ

松本市元町一丁目29-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高原社

松本市元町一丁目2番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台 一丁目28番1
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・ デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社シナノポリ	窪田 国典	長野市稲里町牧1607番地5号
カルチュア・コンビニエンス・ク ラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿47-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー 21階

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台 一丁目28番1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市南長野南石堂町1293番地 長栄南石堂ビル
カルチュア・コンビニエンス・ク ラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区南平台町16-17 澁谷ガーデンタワー 6階

4 変更した年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町一丁目9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友飯田県店

飯田市鼎下山550 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降幡 章雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558の7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	可児 尚義	松本市大字島内4157番地1
有限会社カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558の7

4 変更した年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社パレモ	吉田 馨	愛知県稲沢市天地五反田町1番地
株式会社誠美堂	余湖 秀夫	東京都板橋区徳丸2-23-13
株式会社モリタ	盛田 良次	秋田県秋田市中通1-4-1
山岸 明	—	長野市川中島町今里706
As-me エスエール株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
株式会社タツミヤ	曲渕 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオ横山 ホールディングス	横山 和幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	根岸 亨	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野崎 健二	東京都中野区鷺宮6-28-31-301
有限会社シーポート カンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社パレモ	香西 雅弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号名駅錦橋ビル6階
株式会社誠美堂	余湖 真理	東京都渋谷区恵比寿南二丁目29番6号
株式会社モリタ	盛田 良紀	秋田県秋田市山王三丁目3番9号
山岸 明	—	長野市川中島町今里706
エスエールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
株式会社リオグループホールディングス	横山 和幸	愛知県名古屋市中区平和1-15-27
株式会社和真	丹下 三昭	東京都中央区銀座8-9-13
株式会社ジョイ	野崎 健二	東京都中野区鷲宮6-28-31-301
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日

令和3年3月1日

- 5 届出年月日

令和3年10月21日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

- 7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友南長野店

長野市稲里町中央四丁目8番8号ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友長野北店

長野市檀田二丁目19番10号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊勢宮店

長野市伊勢宮二丁目27番10号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稲荷山836

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友栗佐店

千曲市栗佐1201ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 変更した年月日

令和3年3月1日

5 届出年月日

令和3年10月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年11月8日から令和4年3月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777番地1
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 弘昭	長野市大字稲葉日詰2777番地1
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日ほか
- 5 届出年月日
令和3年10月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月8日から令和4年3月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三本柳店
長野市三本柳東二丁目8番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日
- 5 届出年月日
令和3年10月21日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月8日から令和4年3月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友上山田店
千曲市大字上山田神戸880-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47番地18
遠藤 三郎	—	上田市武石沖699-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47番地18
遠藤 三郎	—	上田市武石沖699-1

- 4 変更した年月日
令和3年3月1日

- 5 届出年月日
令和3年10月21日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年11月8日から令和4年3月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

県営宮の前地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和3年11月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営宮の前地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年11月9日から令和3年12月7日まで
- 3 縦覧の場所
駒ヶ根市役所

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年11月8日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 2,000トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県佐久建設事務所
(2) 所在地 佐久市臼田2015
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社タカサワマテリアル
(2) 所在地 佐久市野沢94番地1
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 30,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和3年9月6日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年11月8日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状) 800トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県長野建設事務所
(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
(2) 所在地 長野市真島町川合2036番地
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 56,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和3年9月6日

道路管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年11月8日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 2,200トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県長野建設事務所
(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社タカサワマテリアル
(2) 所在地 佐久市野沢94番地1
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 30,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和3年9月6日

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月8日

長野県警察本部長 安田浩己

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

警察署等（長野中央警察署以下30施設）で使用する電気
予定契約電力2,552kW 及び予定使用電力量7,411,820kWh
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の欄の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(6) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準の全てを満たしている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県警察本部警務部会計課
電話 026 (233) 0110 内線 2244

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月20日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

- ア 受領期限 令和3年12月17日(金) 午後5時
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2
(長野県警察本部専用郵便番号 380-8510)
長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和3年12月7日(火)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be consumed in the following 30 facilities

(2) Contract period:

From April 1, 2022 until March 31, 2023

(3) Place where the product is procured:

30 facilities including the following:
Naganochuo Police Station (Address: 1-6-15 Miwa, Nagano City)

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:
Finance Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural Police Headquarters
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-233-0110 (Japanese only)

(5) Time and place for the tender:

Time: 1:30PM, Monday, December 20, 2021
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00PM, Friday, December 17, 2021
Mailing Address: Finance Division, Police Administration Department, Nagano
Prefectural Police Headquarters,
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8510 JAPAN

会計課